

◎原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律

(平成二九年五月一七日法律第三〇号)

一、提案理由 (平成二九年三月三十一日・衆議院経済産業委員会)

○世耕国務大臣 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から約六年が経過する中、福島の復興再生を一層加速していくため、昨年末に原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針を閣議決定し、必要な対策の追加、拡充を行うこととしました。

福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施は、福島の復興再生の大前提であります。本基本指針に基づき、東京電力が廃炉の実施責任を果たしていくという原則を維持しつつ、長期にわたる巨額の資金需要に対応するための制度を、国が整備し、廃炉の実施をより確実なものとしていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、事故炉廃炉の確実な実施を確保すべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、事故炉の廃炉を行う原子力事業者に対し、廃炉に必要な資金を、毎年度、国の認可法人である原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積み立てる義務を課します。

第二に、積立金の金額は、同機構が、廃炉の実施に関する長期的な見通し等を踏まえて定め、主務大臣の認可を受けなければならないこととします。

第三に、事故炉の廃炉を行う原子力事業者は、廃炉作業に充てるために積立金を取り戻す際には、同機構と共同して取り戻し計画を作成し、主務大臣の承認を受けなければならないこととします。

第四に、主務大臣による積立金の額の認可等に当たり、必要な場合には、国の職員または同機構の職員が、事故炉の廃炉を行う原子力事業者の本社や廃炉作業の現場に立入検査を行うことを可能とします。

以上が、本法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告 (平成二九年四月一四日)

○浮島智子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、事故事業者による事故炉廃炉等の適切かつ確実な実施を確保するための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、廃炉等を実施する事故事業者に対し、廃炉に必要な資金を廃炉等積立金として原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積み立てることを義務づける積立金制度を創設すること、

第二に、廃炉等積立金の管理のため必要なときに、国の職員または機構が事故事業者

の営業所等に立入検査を行うことを認めること等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月三十日、本会議において趣旨の説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、三十一日に世耕国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月五日に質疑に入り、七日に参考人から意見を聴取し、十二日に質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二九年四月一二日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）における積立金制度の運営について、機構における廃炉等積立金の額の決定、廃炉等実施認定事業者による積立て、廃炉等積立金の厳格な資金運用や区分経理、取戻し、実際の廃炉等作業に関する使用等の各段階における状況を公開・説明する等、制度運営に関する透明性の確保に万全を期すよう監督すること。
- 二 法律第五十五条の四に定める廃炉等積立金の額は、当該事業年度の前後の廃炉等の実施状況、東京電力ホールディングスの経営状況、廃炉等積立金の使用状況及びそれらの見込み等を勘案して、合理的な額を柔軟に設定するとともに、その設定方法を定める法律第五十五条の四第二項に基づいて主務省令で定められる基準を予見可能な明確なものとする。
- 三 機構は、今後の廃炉等の実施の管理・監督を行う主体としての責任を果たすことが求められていることから、廃炉等の技術に係る機構職員の専門人材の育成等、今後の廃炉工程の進展等を踏まえて組織体制の一層の充実・強化を図るよう指導すること。
また、廃炉等の技術について、政府が積極的に研究開発支援を行う等、政府、機構、東京電力ホールディングス、原子力企業等による密接な連携の下でそれぞれの役割を果たし、今後の廃炉工程の一層の進展が図られるよう取り組むこと。
- 四 東京電力ホールディングス及び政府は、レベル七の原発過酷事故を受けての事故廃炉という、人類が経験したことの無い困難な課題を克服する上で、国民負担の現状と今後の見通し、技術的解決策の開発状況や展望、燃料デブリ取り出し・廃炉のロードマップ更新をはじめ、可能な限り、国民と国際社会とに対する正確な情報開示・情報発信に努めること。
- 五 廃炉の確実な実施のためには、廃炉作業に当たる関係作業員の高い意欲と認識が必要不可欠である。安全第一を基本とする作業員の労働環境の充実と確立に努めること。
また、東京電力ホールディングス及び政府は、事故廃炉・燃料デブリ取り出しを今

後実行して行くに際して、遠隔ロボット等を最大限に活用しつつ、作業員等の被曝対策と安全管理・健康管理には万全を期すこと。

- 六 東電改革の成否は、今後の福島第一原発事故の対応に係る道筋に極めて大きな影響を与えることから、政府、機構において、東京電力ホールディングスの改革の取組状況については、定期的に評価を行い、筆頭株主としての責任を貫徹し、必要に応じてその立場を最大限に活用する等により、改革の完遂を図ること。

なお、改革の成果が、東京電力ホールディングス株式に対する市場の評価に繋がるよう、市場関係者に対する十分な情報提供を図ること。

- 七 託送原価を低減した場合の託送料金の設定について、電気事業法上の諸規定と整合性を保ちつつ、他の送配電事業者の託送料金とも公平性を担保しながら、託送原価の低減努力が着実に廃炉等費用の捻出に繋がるような明確なルールを設定すること。

- 八 大胆な経営改革による合理化は、事故廃炉に取り組む東京電力ホールディングスはもとより、自由化を受けて全ての旧一般電気事業者に期待されていることに鑑み、政府は、今後の東京電力ホールディングスの改革の取り組みをベンチマークとし、電気料金や託送料金の引き下げなどにより、国民・需要家に対して改革の果実が十分にもたらされるよう、当該事業者の適切な対応を促すこと。

- 九 今般の廃炉等費用の試算額については、今後の廃炉等工程の具体的な進展に伴い変化する可能性もあることから、廃炉等工程の進展具合や廃炉等積立金の使用状況等も踏まえて必要に応じ適時適切に見直し・公表することとし、今後の着実な廃炉の実施等の観点から、処理済水の取扱い方法についても決定し、その費用の合理的見積りを行い、電力需要家のみならず国民に対して十分な説明責任を果たすこと。

- 十 一般負担金に係る過去分の回収にあたっては、その事実を需要家に確実に伝えるための措置を講ずるとともに、過去分回収に係る考え方や回収額等について需要家がより具体的な情報が得られるよう、政府及び送配電事業者等により提供されるよう措置すること。

なお、新電力からの回収については、本来事故とは関係の無い第三者に対して政策実現に係る義務等を負わせることとなるため、政府において新電力に対して十分な説明を行うとともに、所要の支援措置等を講じること。

- 十一 送配電会社の託送料金に上乗せして回収する措置について、賠償の備えの不足が生じた中での政策上の要請があるとしても、今後同様の措置が安易に導入されること等が無いよう、措置に係る十分な情報公開を行う等、第三者によるチェックが可能となるよう措置を講じるとともに、福島第一原発事故の対応に要する資金の確保に関し、国の財政負担のあり方について検討すること。また、「公共財」的性質を帯びる送配電網が過少投資にならないよう政府が必要な措置を講じること。

- 十二 原子力損害賠償支援機構法附則第六条第一項に基づく「原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束

等に係る国の関与及び責任の在り方」について、本年秋までに検討を加え、その結果に基づき、財務健全性や自律的な事業運営が可能となるような国の関与の在り方や、費用負担等のルールをすみやかに整備すること。

十三 低レベル放射性廃棄物の処分場確保にあたっては、発生者責任の原則の下、事業者が実施するが、その際、地域の理解の増進など、国としても責任をもってその確保に協力すること。

三、参議院経済産業委員長報告（平成二九年五月一〇日）

○小林正夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から資金援助を受ける原子力事業者による廃炉等の適切かつ着実な実施の確保を図るため、当該原子力事業者は廃炉等積立金を同機構に積み立てなければならないこととする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、東京電力福島第一原子力発電所を視察したほか、参考人から意見を聴取するとともに、廃炉等積立金の適切な設定の必要性、福島第一原発の廃炉費用の積算根拠及び費用負担の在り方、原子力損害賠償に係る過去分回収の考え方、東電改革に対する政府の取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩淵委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二九年五月九日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 原子力損害賠償・廃炉等支援機構における廃炉等積立金制度の運営について、廃炉等積立金の額の決定、廃炉等実施認定事業者による積立て、取戻し、使用等の各段階における状況を分かりやすく公開・説明し制度運営の透明性の確保に万全を期すこと。
- 二 廃炉等積立金の額を定める基準を明確で予見可能なものとし、また、その運用にあたっては、東京電力ホールディングスの経営状況、長期的な投資計画、廃炉等の実施状況、他の負担金等を勘案して、廃炉等積立金の額を柔軟に設定すること。
- 三 東京電力ホールディングスによる廃炉の確実な実施のためには、廃炉作業に当たる関係作業員の高い意欲が必要不可欠であることに鑑み、安全第一を基本として作業員の労働環境の充実と確立に努めること。特に、燃料デブリ取出し作業に際しては、作業員の被ばく対策と安全管理・健康管理に万全を期すこと。

また、高いレベルの原子力分野の人材を育成し、技術を発展させることは、廃炉の着実な実施のために重要であることから、関係機関がより緊密に連携して積極的に取り組むこと。

四 廃炉等費用の試算額については、今後の廃炉等工程の進展に応じ適時適切に見直し・公表を行い、国民に対して十分な説明責任を果たすこと。また、処理済水の取扱いについても早期にその方針を決定し、その費用の合理的見積りを行うこと。

五 東電改革の取組状況について、福島復興や事故収束への歩みが滞ることのないよう、毎年度、定期的に評価を行い、筆頭株主としての立場を踏まえ、改革の完遂を図ること。

なお、託送原価の低減努力が着実に廃炉等費用の捻出につながるような明確なルールを設定するとともに、東電改革の取組をベンチマークとし、電気料金や託送料金の引下げなどにより、需要家に対して改革の果実が十分にもたらされるよう、事業者の適切な対応を促すこと。

六 一般負担金に係る過去分について、需要家に負担を求める必要性について十分な説明を行うとともに、個々の需要家が負担する額についてより具体的な情報が得られるよう措置すること。また、今後、託送料金の仕組みによる同様の措置が安易に導入されることがないよう、十分な情報公開等、第三者によるチェックが可能となる措置を講ずること。

七 原子力損害賠償支援機構法附則第六条第一項に基づく「原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方」について、本年秋までに検討を加え、その結果に基づき、財務健全性や自律的な事業運営が可能となるような国の関与の在り方や、費用負担等のルールを速やかに整備すること。

また、福島第一原子力発電所の今後の廃炉等の進捗、電力自由化の状況等を踏まえつつ、廃炉等に要する資金の負担について、国の負担の在り方を含め必要な検討をすること。

右決議する。